

第十六回国会 大蔵委員会 議録 第二十一号

昭和二十八年七月十四日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

- 委員長 千葉 三郎君
- 理事 淺香 忠雄君 理事 吉米地英俊君
- 理事 坊 秀男君 理事 内藤 友明君
- 理事 佐藤 觀次郎君 理事 井上 良二君
- 理事 島村 一郎君

- 字都宮 德馬君 大上 司君
- 大平 正芳君 黒金 泰美君
- 藤枝 泉介君 稲田 繁芳君
- 本名 武君 小川 豊明君
- 木原 津與志君 久保田 鶴松君
- 春日 一幸君 平岡 忠次郎君
- 濱地 文平君 福田 越夫君

- 出席政府委員
- 大蔵事務官 河野 通一君
- (銀行局長) 平田 敬一郎君
- 国税庁長官 前谷 重夫君
- 食糧庁長官

- 委員外の出席者
- 大蔵事務官 末廣 義一君
- (主計官)
- 大蔵事務官(管財) 岩動 道行君
- 局閉鎖機関課長 渡邊 五六君
- 通商産業事務官 専門員 椎木 文也君
- (銀行局長) 専門員 黒田 久太君
- コール第二課長

七月十三日

委員松永東君辭任につき、その補欠として濱地文平君が議長の指名で委員に選任された。

同月十四日

委員濱地文平君辭任につき、その補欠として山村新治郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十四日
委員保利茂君辭任につき、その補欠として三利精一君が議長の指名で委員に選任された。

七月十一日
公認会計士法の一部を改正する法律案(吉米地英俊君外二十四名提出、衆法第二九号)
同月十一日
石油関税の減免措置延期に関する請願(吉井喜實君紹介)(第三三三八号)

同(三木武夫君紹介)(第三五九二号)
同(山本幸一君紹介)(第三五九三号)
同(岡田五郎君紹介)(第三五九四号)
同(大野伴陸君紹介)(第三五九五号)
同(佐藤善一郎君紹介)(第三五九六号)
同(關谷勝利君紹介)(第三五九七号)

同月十一日
果実エッセンスに対する物品税撤廃の請願(船田中君紹介)(第三三三三九号)
同(本名武君外三名紹介)(第三五九八号)

葉たばこの風水害対策確立に関する請願外一件(熊谷靈一君紹介)(第

三三四〇号)
外地財産補償に関する請願(大石ヨシユ君紹介)(第三三四一号)
揮発油税軽減に関する請願(三木武夫君紹介)(第三五八八号)
同(大野伴陸君紹介)(第三五八九号)

同(佐藤善一郎君紹介)(第三五九〇号)
同(關谷勝利君紹介)(第三五九一〇号)

協同組合に対する法人税免除に関する請願(田口長治郎君紹介)(第三五九九号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う固有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案(岡良一君外二十六名提出、衆法第二〇号)

公認会計士法の一部を改正する法律案(吉米地英俊君外二十四名提出、衆法第二九号)
塩業組合法案(内閣提出第一二二号)
信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)
国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四四号)
閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出第九四四号)

鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案(内閣提出第九五五号)

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)
資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)

産業投資特別会計法案(内閣提出第一一三三号)
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五五号)
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)

相互銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四四号)
信用保証協合法案(内閣提出第一二五五号)
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五五号)

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案(内閣提出第一五六六号)
昭和二十七年年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第一五七七号)

日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九九号)
国有財産法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五五号)(予)

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)(予)
証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)(予)

○千葉委員長 これより會議を開きます。
公認会計士法の一部を改正する法律案を議題として、提出者から提案趣旨の説明を聴取いたします。提出者吉米地英俊君。

公認会計士法の一部を改正する法律案
公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。
第五十七条第一項中「五年以内」を「六年以内」に改める。

附則
この法律は公布の日から施行する。

○吉米地委員 たゞいま議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

公認会計士制度は、強制監査制度と相まって、民主的かつ合理的な経済の基礎を確立する上に、多大の期待をかけられていたものであります。このような目的を達成するには、會計に関する豊富な知識と経験を有し、かつ高い社会的信用を有する多数の公認会計士の存在することが必須の前提条件となつて参るのであります。

昭和二十三年に公認会計士法が制定されましたとき、暫定的に特別試験制度を設けて、計理士その他の会計監査の専門家から公認会計士たるにふさわしい品位と能力を有する者に対しまして、公認会計士となる特別の道を開かれましたゆえんのものも、実はこの間の事情を勘案された結果と考えられるのであります。しこうしてこの特別試験制度は、当初その施行期間が三年間となつておつたのであります。その後第十国会におきまして、第三次試験の受験資格がまだ相当の数に達していないこと、及び特別試験を受験する資格のある優秀な学識経験者が多数存在することを理由として、さらに二箇年延長せられました。今日に至つたわけでありまして、従つて特別試験は、いよいよ本年七月末をもつてその期間が満了することとなるのであります。

しかしながら一方受験者側の事情を考慮いたしますときは、なお相当数の有能な適格者が存在することが考えられますので、いましばらくこの制度を存続いたしまして、これらの適格者に引続き特別試験を受験する機会を与えることが望ましいと存じまして、今回特別試験の施行期間を更に一箇年再延長することとしたのであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。次第であります。

○千葉委員長 提案趣旨の説明は終りました。

○千葉委員長 次に、本日の日程に掲げました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協

定の実施に伴う固有の財産の管理に關する法律の一部を改正する法律案外二十一法案を一括議題として質疑を行います。質疑は通告順によつてこれを許します。小川君。

○小川(豊)委員 それでは忙しいようです。アルコール第二課長に、ごく簡単にすからお聞きしたいと思ひます。あなたの方で、昨年の四月二十八日に工業用アルコール原料として日本糧穀という会社から四千八百八十一トンを買受けておられますが、これは、あなたの方ではどれだけ申請してこれだけ買受けられたか、これは申請量だけ来たわけですか。同時に、これは日本糧穀から幾らであつたのか、これは日本糧穀から幾らであつたのか、これをお聞きしたいと思ひます。

○渡辺説明員 昨年アルコールの原料用として、黄粟米を日本糧穀と契約し買受けましたのであります。当初の買受け申請量としては四千トンでございます。それで、日本糧穀との契約数量は四千八百八十一トンでございます。買受け価格は、容器麻袋込めでありまして、トン当り三万五千六百円で日本糧穀と契約を結びました。

○小川(豊)委員 あなたの方では、これを日本糧穀というところへ頼んで下げをしてもらったのかどうか、それから農林省の持つてゐる米を、政市機関であるあなたの方が、自分の直営工場を使うのにならなかつたか、その理由をお尋ねしたいのであります。同時に、日本糧穀へ払い下げておる価格は二万八千六百三十四円で、そのほかに包装代が百八十円となつておるが、あなたの方では、トン当り三万五

千六百円で買つてゐるのです。これは直接食糧庁が払い下げれば、二万八千六百三十四円で引取れるものを、あなたの方ではどうしてこういうところをわざわざ通して、しかも三万五千六百円という金を出して買わなければならぬのか、その理由をひとつお尋ねしたい。

○渡辺説明員 アルコール特別会計が、日本糧穀会社を経由して黄粟米を買受けられた理由といたしましては、直接食糧特別会計とアルコール特別会計と契約をしますと、食糧特別会計の希望としましては、売却条件が決定次第早急に売却したい、従つて納付代金の延納を認めない、従つて納付代金がありました。アルコール特別会計としましては、支払い資金計画上、納付代金をすぐ支払うということとは不可能であるというふうな事情と、それから第二の理由としては、黄粟米の売払い場所がきつめて多くて、かつ短期間に検収を要するといふふうな関係上、アルコール特別会計が直接買受けるとは、人員その他の関係からいつて不可能であるという点と、第三点としては、従来からこういう特別な食糧の払い下げてにつきましては、食糧事務所が荷姿のまま払い下げるといふふうな方針をとつておりましたので、そうしますと、買受けの数量との間に欠減その他の誤差が出るというふうなことで、かえつて特別会計としては将来に紛糾の原因を残すといふような点も考えられました。第三点でございます。第四点としては、食糧特別会計は、代金を納付して後に現品を引渡すといふふうな方針でありまして、アルコール特別会計といたしましては、こういう

購買にあつては、検収をして代金を納入するといふ手続になつておりますので、食糧から直接購入することは不可能である。こういう四点から、中間業者に買入れて、相当の契約で購入しようといふことでもあります。日本糧穀を特に指定したのは、従来ともよろしく、その他のアルコール原料を日本糧穀から買入れ入れました。非常に成績が良好であつたといふふうな関係から、日本糧穀を指定して、日本糧穀との間に販売契約を結んだわけでありまして、次に、黄粟米の食糧からの払い代金が二万八千六百三十四円であるのに、アルコール特別会計と日本糧穀との契約単価がトン当り三万五千六百円である、その差はどのくらいわけかという御質問と思つてございまして、そのうち容器の麻袋代としまして、トン当り千九百七十一円、それから輸送料その他のいろいろな取扱料といふので、中間経費としまして四千九百九十一円を見込みまして、合計三万五千六百円とありますが、それを三万五千六百円というふうな端数を切り捨てまして、販売単価をきめたわけでございます。

○小川(豊)委員 私は前回の委員会でもお尋ねしたのでありますが、いろいろな手続があるかと思ひますけれども、いづれにしても、農林省が持つてゐる米を、通産省のあなたの方が、アルコール工場が必要なものを、トン当り七千円の格差をつけてほかの会社を通さなければ払い下げられない、それは手続だといふが、そういう手続は改正すればいいことであつて、こういうことは国民の税金が七千円ずつも、これは七千円が全部とは申しませんが、

れども、いろいろな経費もかかるでしょうが、こういう会社を通じて売らなければならぬといふ考えを方自体に對して、非常に遺憾な考えを持つております。これはあとでもまたお聞きしなければならぬことが幾つか出て来ると思ひますが、あなたの方にお聞きすることはこれだけで結構でございます。あなたはお忙しいようから、お歸りになつて結構でございます。

そこで、今度は食糧庁の方にお尋ねしたいと思ひますけれども、政府の払い下げの事故米については、今までの質疑で、食糧庁の方の態度なり方針なりといふものがはつきりして来て、これは私も非常に結構だと思つております。長官の答弁の中でも、払下げは実需者に払い下げるのだ、しかもそれが用途や目的をかつてに変更した場合はこれを取締る、今後ともそういうものに対しては売却を停止する措置をとるといふことがはつきり打出されておるので、この点についても、自分の質問の趣旨が大体そこです。非常に結構だと思つてゐるのであります。これは供出農民の立場にもなり、また配給米を受ける者の心持にもなつて、こういう方針は今後嚴重に守つて、不明な疑惑を持たれないように願ひたいと思つてあります。そこで輸入食糧より生ずる事故米ですが、輸入食糧の二割程度だといふふうな御答弁でしたが、昨年の払下げ数量が、黄粟米だけでも三万五千六百三十九トンあるわけでありまして、これを見ても、輸入の総量に對しては非常に少ないのであるが、まだ手持ちをされておられますか。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。

二

す。黄麥米は、お手元に差上げましたように約九千トンであります。事故米といたしましては、お手元に差上げましたように、五百六十三トンのものがござりますが、このほかに、府県で実際にやりましたものが千四百トンございまして、約二千トンございます。全体のトータルといまして、私が申し上げました二〇％は、政府から買入れました小売まで行く間のロスとして二〇％見込んでおるわけでありまして。その中の一部としてそういうものがあるということございまして、普通の輸送中のロスとか、保管中のロス、及び配給中のロスというものの全体を含めて二〇％、かように御了承願います。

○小川(豊)委員　そこで二十七年に於ける碎米及び事故米の売却にあつて、非常に値引きをされておるわけですが、その値引きの理由として、これはあなたの方からもらった資料によりますと、船が入つた当初品質が非常に悪かつた、従つて買受や割当の辞退が続出して、ついに二年の長きにわたつて倉庫に手持ちをした。こういうふうにあなたの方はおつしやつて、資料として出ておるのです。そうしますと、二年間も倉庫の中にこれをほうり込んでおいた。従つてこれは国の倉庫かどうか知りませんが、莫大な倉庫料、その他保管管理の費用がかかる、同時に品質も低下することによつて、値段を下げなければならぬということが出て来ると思ふが、どうしてこういうふうな二年間も倉庫の中にほうり込んでおかなければならなかつたか。

○前谷政府委員　お答え申し上げます。御承知のように、輸入したものと及び内地米として買上げましたものを

を配給のルートに乗せておるわけでありまして。これを配給いたします場合に、原別の計画に従つて配給して参るわけでございますが、黄麥米につきましても、御承知のようにわれ／＼として、昨年度のものと同様でございますが、黄麥米の定義と、あるいはその黄麥米の菌の内容等から、配給にまわし得るかどうかという点について検討いたしましたおつたわけでございます。われ／＼といたしましては、主食用として購入したものでございまして、できればこれを主食用にまわしたという気持を持つておつたわけでありまして、その後いろいろ細菌についても検討いたしました結果、一般工業用の原料にまわすべきであるということになりまして、研究の過程等におきまして、非常に長くなつたわけでありまして。

○小川(豊)委員　今のは碎米等のこと、黄麥米ではないと思ふ。黄麥米でもかまいませんが、碎米、事故米に対するあなたの方の資料にそう書いてある。いずれにしても、どう研究なさるうとも、置けば置くほど品質が低下し減耗するだらうというものを、二年間も倉庫の中にほうり込んでおいて、研究々々というの、どうも當を得ない。これはどういふことですか。

○前谷政府委員　お答え申し上げます。私が申し上げましたのは、黄麥米の理由でございます。事故米につきましては、その都度食糧事務所の方からの伺いによつて処理をいたしております。碎米につきましても、御承知のように、みそ、しょうゆ等の配給計画がございまして、年度の碎米の輸入見込量に対して、みそ用には幾らという

ことで、時期別に碎米につきましては売却いたしております。

○小川(豊)委員　私はそのみそ用、菓子用、しょうゆ用、その他に配給なさつたということはおわかり。ただ、二年も倉庫の中にほうり込んでおいて、それをどこへまわすことが適當であるかということの研究して行かなければならないという態度が、非常にいけないのじやないかということを言うので

す。そこで次に、食糧庁が提示された資料によりますと、不適食糧としての黄麥米は九千三百六十八トンなんです。そのうちの六割以上にも相当するところの五千六百二十九トンは、日本糧穀株式会社というところへ一括売却している。そうしてあなたの方の別の資料にあるように、競争入札とかなん

とか一つもやつていないで、隨意契約で一括売却しておる。この会社は、私も調べてみました。あなたの方では、繰返し実需者に払い下げると言つているが、これはひとつも実需者ではありません。一商社であるにすぎないのに、長官は私の質問に対して、不適食糧の売却は、直接実需者に対して行つて答えておる。同時に食糧管理法及び付屬法規に規定も、実需者に対して、一般競争入札によつて行つて行つて規定があるわけですか。しかるに悪い言葉だが、単にトンネル会社にすぎない日本糧穀

に対して、この過半数の大量なものを隨意契約によつて払い下げるといふのは、これはどういふわけですかへ払い下げなければならぬのか、この点をひとつお尋ねいたします。

○前谷政府委員　第一点の時間的な問題は、碎米、事故米については、一

年、二年ということ置いておるわけ

でございます。私が申し上げましたのは、黄麥米についての御説明でございます。それから、さう御了承願いたいと思ひます。

な御黄麥米についての売却でございますが、御承知のように、黄麥米につきましては、いろいろその混入率によつてグレードがあるわけでございます。大体その内容によつてA、Bとわけたわけでございます。先ほどの工業用アルコールについては、Bクラスでございます。これは非常にグレードの悪いものでございますから、先ほど通産省からの御説明がございましたように、通産省の官営工場の代理人として、日本糧穀会社を經由して売却いたしましたわけでございます。行く先はあくまで実需者と考へております。

なお蒸溜酒につきましても、指名競争入札を第一回として実施いたしましたわけでございますが、それが一定数量は入札になりましたけれども、あとが落ちなかつたという点、それから各地方に散在いたしております、各地方ごとに売却することが非常に困難であるというふうな事情から、各地方のものを一括いたしました。隨意契約によつて酒造会社に売却いたしましたわけでございます。やはり実需者の代理人として契約をいたしたわけでございます。

○小川(豊)委員　私は、実需者といふのは、酒屋なら酒屋、酒をつくつてい

るものが実需者であり、みそをつくつてい

るものが実需者であつて、それを取次するものは実需者であると思へないが、今のあなたの答弁のようになつておるわけでございます。

うと、日本中のものはほとんどみな実需者だということになりやしませんか。さういふ実需者の解釈でいいですか。

○前谷政府委員　実需者と申しましたのは、あくまで、御承知のようにその原料を消費いたします工場を考へて

いるわけですか。ただ個々の工場の代理人として、主務官庁の指定したものを売却の契約先として契約をいたしたものでございまして、あくまでも、それは代理人という考へ方を持つてやつたわけでございます。

○小川(豊)委員　そうすると、法規にも一般競争入札によつて実需者に払い下げたことをうたつてあるけれども、あなたの方は、代理人といふものをす

でに認めて、実需者には払い下げていない。ただそれは、実需者の方で、この人に渡せといふことを言つてあるか知らぬが、実需者でも何でもないとこ

ろへ渡している。しかもこの問題は、あなたの方で払い下げていられるものは、ほかでは指名競争入札をやつていられるのです。ところがあなたの方の先達であつたところの社長がやつておられる。この日本糧穀だけは、隨意契約をしてい

る。この点が私は不可解だ、こういうことだ。どうしてこへだけ隨意契約をやらなければならなかつたか、この点を伺

いたい。

○前谷政府委員　われ／＼といたしましては、個々の工場、あるいはアルコール工場を主管いたしております官

庁の指定したものでございまして、それが工場の委任を受けて、そしてそれを工場に配給するというので、配給先はあくまでも、実需者といふことになつておるわけでございます。

三

○小川(豊)委員 それからさつき通産省の方の答弁があつたのですが、あなたの方では、通産省の官営工場に対して四千八百八十トンを四月二十八日に払い下げておられるのですが、今度逆に食糧庁長官にお尋ねしたいのは、同じ政府機関に払い下げるのに、通産省の官営工場がトン七千四百高く買つてゐるのです。あなたの方は、日本糧穀という会社へは結局一トン七千四百も値引きしたと同じことになるのです。そして四千トンも払い下げて、この会社に非常にもうけさせているのですけれども、どうしてここを通さなければならぬか、その真意が私にはわからぬ。今度は逆にあなたの方に尋ねたい。

○前谷政府委員 先ほども通産省から御説明のように、各工場に對しては、通産省の指定したものに對して売却をいたしたわけでございまして、御承知のように、食糧庁といたしましては、この所在地は各方面にわかれておりますし、しかも倉庫のあり姿で売却するわけでありまして、その間に輸送その他の経費がかかるわけでございしますが、われ／＼としましては、あくまでもこの品物の品質その他によりまして値段をきめて参つたわけであります。

○小川(豊)委員 倉庫がどこにあるかと、品質によつて価格をどうきめられようかと、それはお互い政府機関の通産省の工場が使うのであつて、日本糧穀を通して、そのために品質がよくなるわけでもない、日本糧穀を通して、工場の位置がかわるはずでもないのに、なぜそういうことをやらなければならないかということをお尋ねしておる。

○前谷政府委員 先ほども申し上げましたように、この場合におきましては、通産省の指定したものと契約を結んだわけでございまして、その指定された理由は、先ほど通産省からのお話の通りでございまして、われ／＼といたしましては、これを通産省は工場渡しでお買ひになりますし、われ／＼が通産省の工場まで持つて行くということではございせんので、やはり倉庫のあり姿のまま渡す、その間にどうして輸送その他の取扱ひは必要でございしますが、これを食糧特別会計でやるというわけには参らないわけでありませぬ。

○小川(豊)委員 どうもくどいようで申訳ないのですが、二十七年における黄粟米は三回にわかれてやつておる。そのたつた一回だけが指名競争入札で、あと二回は二回とも日本糧穀と随意契約でやつておる。そうして、こゝろにふりなると七千四百の隔たりをつけてやつておる。一つも一般競争入札はしてない。こゝろにふりなると、売却価格においても、あるいは数量においても、私に言わせれば、食糧庁は日本糧穀という実需者でない、まつたくのトンネル会社に特別の恩恵的な待遇を与えておる。私には明らかにその考えられないが、どうしてこゝろのことをしなければならぬのか、この点はいくら問答しておつても、おそらくあなたの方がこれはよくなかつたとは言わないでしようから、尽きはしないでしょう。

そこで今度は、蒸溜用としてあなた

が三千七百三十九トンを払い下げておりますが、これは国稅庁長官の指定書を有するものにして払い下げたことになつておるのでなければ、——これは國稅庁の長官にお伺ひした方がいふと思うが、この払下先の三社の指定は、どういふ三社を指定したわけですか。あなたがこの三社を指定するに際しては、どこに根拠を置いて指定したのか。それからこれは法規からいつて一般希望者を募られたと思うが、この希望はどのぐらひあつて、その中からこの三社をどういふふうにして指定されたか、その根拠を伺ひたい。

○平田政府委員 先般もお答を申し上げたと思いますが、黄粟米が食糧に向かないので、酒造用に売つてもいいという食糧庁のお話もございしましたので、私らといたしましては、実は希望者を募つたわけでございまして、そういうたしして、その中からもちろん現実に入札してゐる状況を調べて、こゝろに参りましては、競争入札に参加し得る資格者だといふ認定を与えまして、そういう趣旨の指定をいたしたわけでございます。その指定いたしましたものは全部で五社でございまして、こゝろに落ちました以外では、あと二社でございます。大黒葡萄酒、協和醸造。但しこの二つの社は、指定いたしましたが、競争入札には参加しなかつたやうでございます。

○小川(豊)委員 五月三十日、指名契約によつて三社に売却してゐるのですよ。その前に食糧庁ではもう一回入札をやつて、その価格があなたの方の予定価格にくつつかないで、再入札されたといふことを私は調べているんだが、そういうことをあなたの方はやり

ませんでしたか。

○前谷政府委員 お答を申し上げます。この入札につきましては、入札の予定数量はもつと多かつたわけでありまして、五月三十日におきましては、三千七百三十九トシしか落札にならなかつた。かような事情でございませぬ。

○小川(豊)委員 そうじやないのです。この三千七百三十九トンを五月三十日に入札する前に、あなたの方はもう一回入札の措置をとつて、それがあなたの方の予定価格にくつつかないで、落札にならぬので、五月三十日にやつた。従つてこれは再入札ではないか、そうでないかということをお尋ねしたい。

○前谷政府委員 お答を申し上げます。会計法上再入札という形にはなつておりませぬ。事実問題といたしまして、普通の指名入札として行つたわけでございます。

○小川(豊)委員 どうもわからない。私は簡単でいいのです。五月三十日の前にもう一回入札をやつて、それがあなたの方の価格にくつつかないからやりやめて、次に三十日にやつたかやらないか、それを聞かしていただければいいのです。

○前谷政府委員 普通の指名入札として、お説のように前にもやつたわけでありませぬが、そこに至らないために、三回目はこの数量が落札になつたのであります。

○小川(豊)委員 数量はいいですが、このときにあなたの方の予定価格にくつつかないかといふ価格の問題をお聞きしたい。同時にこゝろのことがある

九トンは、この価格にするために、指定を受けた業者が一回入札したのではだめだから、こゝろでだめにして、一回は予定価格にくつつかないようにして、この価格にまで落したんだといふことを私は業者から聞いてゐるが、そういうことはいか、再入札をやつたかやらないか。その予定価格が幾らであつたかといふことです。

○前谷政府委員 お答を申し上げます。第一回、第二回とも普通の指名競争入札をやりましたが、その際の予定価格は三万三千五百円という価格で、その価格に二回とも落札がありませんので、第三回目にかよつたことで落札になつた。

○小川(豊)委員 そうすると、あなたの方では三万三千五百円の予定価格であつたけれども、それに入札価格がくつつかないで、五月三十日にやつて、結局三万二千円あるいは三万三千円程度に引下げて落札した、こゝろのことです。

○前谷政府委員 さやうでございませぬ。

○小川(豊)委員 次に、不適食糧として売却した後の処理と監督の問題をお尋ねしたいのですが、五月三十日にお尋ねした方で東洋醸造に払い下げたところの三千トンは、東洋醸造が実需者である限りにおいて問題はないと思ふ。ただ東洋醸造だけに三千トンを払い下げることはどういふことかと思ひますけれども、これは問題ないところが東洋醸造が千二百トンを協和醸造という会社に流してありますね。これは長官の言明とは、その点ではなはだ食い違つて来る。あなたは他へ転

売すことは認めない、こういうことを言うところがあるが、ここで洗って置く。こういうことに対する監督の措置をどういうふうにとつたかということ、さらに東洋醸造から別に、この間もお聞きした通り、和歌山県に行つて、これが主食の販売業者に流れていくのです。黄変米を、あなたは人間が食つてはいけないということにきめて売つたものが、和歌山県へ行つて、主食の販売業者に流れて、主食として販売されている。しかも政府の配給不適食糧処理要領というのを見ますと、黄変米の場合は、売買契約の際に特に用途を記入せしめることになつてい

ます。そうして、もし買受人が他の用途に売却する場合は、農林大臣の用途変更の承認を要することになつてい

る。あなたの方では農林大臣の承認を得て和歌山県への主食として配給されたのか、あるいは協和醸造にまわすのも承認を得たのか、この点をお伺いします。

○前谷政府委員 東洋醸造に処理いたしました黄変米の三千トンのうち、千二百トンは協和醸造に譲渡をいたしてありますが、これは同じ用途内の譲渡でございます。この点は認めただけでございます。

○小川(豊)委員 同じ用途で認めたといいと承認を得てやつたわけですね。間違ひありませんね。

○前谷政府委員 さようでございませぬ。

渡している。この点からしておかしくい。東洋醸造に行くべきものならば、その付近にあるものを渡してやるのが親切であるにもかかわらず、それを和歌山に渡して、調べてみたら、これが主食として配給になつて検査されていくというふうな問題を起している。こういうものに対して、用途変更の承認をとることは、私はおそらくできないだらうと思つて、できないならば、どうしてあつちへ行つたか。どうしてあなたの方では監督をしておられるか。

○前谷政府委員 お答え申し上げますが、黄変米の所在地は各所にごさいます。従いまして、各所の所在地において入札を実施いたしますので、その入札者の方におきまして、それ／＼その品物を見まして、所在地で入札いたしましたから、われ／＼といたしましては、その工場所在地のものをその工場に払い下げる、こういうわけには参らな

いわけでありませぬ。倉庫の所在地におきまして、それ／＼入札者が適当に入札をいたすわけでございます。なお和歌山県の卸商に配給されたという問題でございますが、これは御承知のまゝに刑事問題になつていよう同様に伺つております。われ／＼といたしましては、東洋醸造の指定場所のものを引取りまして、東洋醸造がそれ／＼必要な場所になつていよう同様に伺つては、そこまでの行先の監督と申しま

すか、その最終までこれを見きわめるといふことは、その当時として困難であつたわけでありませぬ。

○小川(豊)委員 それではいけないと思つたのです。あなたの方は、非常に厳重の規定をきめてあるけれども、その

先の方は、私の方は見きわめることができないといふことでは、こういうふうになく払い下げたものをまたよそへ流してもうけられる。これは一つも実需者に行つてはいない。実需者でなく、ほかにどん／＼流れていく。ことにこの問題は、問題なんですよ。人間が食つていけないという米を主食に配給してあり、そして、それは私の方では末端のことはわからないという。このさつき申し上げた規定は、売渡した後においても、その使用に至るまで食糧庁は監督をする義務を規定しておるのだ。こういうふうには解釈しておる。ところがあなたの方では、そういうことはかまわないのだ、わからないのだといふことで、実需者々々々とどん／＼払い下げて、それがよそへかつてに流れても、私の方では関係ないのだといふことになつたらおかしいじやないか。そういうことをやつてもいいのですか。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。御承知のように、われ／＼としましては、実需者を相手に売却するわけでございます。ですから、当然そこで原料として消費されるものと思つて、もちろんその実需者につきます。それは、それ／＼の監督官庁がございまして、その監督官庁の御協力によりまして、そのものが指定しました用途通りに使用されるものと思つて、もちろん今お話のようになります。ところが、先ほど小川委員からお話がございましたように、今後の措置については十分考えなければなりません。一々そのケースにつきまして、一々そこまで追究して行くことは、現実の問題として困難な場合がありますので、関

係官庁の監督にも期待いたしました。そういう処置をとつて参つております。

○小川(豊)委員 あなたの方は警察ではないのだから、その取締りだけをやると思つていませぬけれども、少くともこういう老大な金額になるものを隨意契約で払い下げてしまつて、そこからどこに流れようとも、それは私の方ではわからないのだといふことでは、われ／＼国民は納得が行かない、こういうことなんです。この問題は、明らかに食糧管理法違反ではないですか。食糧管理法違反ならば、これはあなたの方で取締るのではなくて、警察が取締り、あるいは裁判所が決定するでしようけれども、こういうことはたぶん行われておる。私は一つの例をあげたのです。きのうあたりは、私の方の県では、たゞさんのやみ流しが行われておると新聞ページに書き立てておる。ことに私の方では、今度供出後自由販売にしたために、それはいいのです。いいのですけれども、その業者が、一店平均二俵しか政府に売渡しをしないといふのです。横流しをしておる。これは調べなくつたつてはつきりわかでしょう。何百店とあるのに、平均して二俵しか政府に売り渡さないといふ事実を見たか、あとほどこに流れおるかといふことがわかるに

もかわらず、こういうことが放棄されておるがゆゑに流れおつて、たいへんにみんなが迷惑し切つておる。

それからも一つの問題は、黄変米は食糧に適しない、従つてこれは工業用のアルコール原料に払い下げるわけです。ところが、これが配給業者に渡つて、食糧として売り渡されたといふ

ことになれば、食品衛生法というのがあつて、この問題は食品衛生法の違反でもあると私は思つたのです。これはさうではありませぬか。もしさうであるとしたら、これに対してどういう処置をとるか。

○前谷政府委員 食品衛生法の問題は、御承知のように今厚生省で府県においてやつております。もしその点がさういふことに該当することになりますれば、それの方の取締りに該当するかと思ひます。

○小川(豊)委員 最後にもう一点お聞きしておきたいのは、要するに、オーダーがなければ輸送証明というものは出ないわけですね。もちろんオーダーは、あなたの方の食糧事務所が管理しておる工場から、東洋醸造なら東洋醸造に行つて行くわけですね。それから先和歌山県に運んだり、あつち運んだりといふことですが、百トンや二百トンの米を輸送証明もオーダーも何もなく運ぶといふようなことが現実に行きますか、どうもおかしいのですよ。実はきのうも、私あなたの方の食糧事務所の連中に聞いたのですが、あの輸送証明というものは、十五日間の期間があるから、一回運んでまたすぐ運び出せるのだから、そこが抜け道になつておるといふようなことをあなたの方に部下の人が言つておる。これは一体どういふことなんですか。一般の人が、一斗か二斗背負い出してとつつかまるといふのです。それを百トンも二百トンもの米をオーダーもなく、輸送証明もなく、どん／＼あつちに行つたりつちに行つたり、日本国中をかかめるといふことは、まことに奇怪千万、不可解な話ですが、これにつ

いてひとつ納得の行くように説明してくださいます。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。御承知のようにこの場合においては、倉庫で扱下げるオーダーをいたします。それ以後の点は、府県の移動証明と食糧事務所の輸送証明ということになるわけでありまして、食糧事務所といたしましては、扱下げるの移動先に対する移動証明は出しておるわけでありまして。

○井上委員 この問題は、今伺つておられますと非常に重要な問題でありますので、まだ新任されて間もない前谷さんは、この扱下げをいたしました時分に長官であられましたか、それともまだ就任前でありましたか、そこからまず伺いたいと思つておられます。

○前谷政府委員 私は本年三月末に新任いたしました。

○井上委員 この問題は、今小川君から申されておりますように、黄変米は食糧として不適当であるというような抽象的なものではなしに、この米を食べた場合には、人間の命に關するといふ非常に危険なものであります。これは厚生省の食品検査の方ではつきりしておる問題であります。それを配給したという事になつておられます以上は、これは非常に重要な問題であります。従つて、ここで長官に対してやかく論議してみたところでむだで、これは食糧政策の上で非常に大きな問題になつて参りますから、農林大臣の出席を要求いたします。そして農林大臣として、この問題に対する責任ある処置をとられるよう、委員長の方でおとりはかりをお願いいたします。

そこでこの間の事務的事情であります。

すが、今申します通り、黄変米として扱下げたその一部が食糧として流れるという事は、その黄変米を扱う業者は、これが普通の食糧に供せられた場合は、当然肝臓がんになつて命に關するといふくらいに常識は持つておる人だろつと思つておられます。このくらの常識もない人では、この米は扱えないはずであります。そうすると、そういうことでの常識のある人が、これを一般の市販の配給といふ事か、やみ米に流したといふことになりまして、これは黄変米といふものは表のレソテルであつて、中身はいい米が入つておると違ひますか。これはどうもおかしいです。下手すると、自分の営業どころじやない、自分みずから殺人罪に問われる危険性のある仕事です。それほど恐ろしいことを犯してまで金もうけをしても、何ぼもうからぬ仕事でありますから、そうすると、この間には、黄変米というレソテルで、実は良質の米が一箱に扱下げられておるといふ事実はありませんか、この点をお伺いいたします。

○前谷政府委員 そういふ事実はございませぬ。

○井上委員 そうしますと、今あなたの方のお手元に、東洋醸造から和歌山県に食糧として配給されて、現に問題になつておられますことについて報告を受けておられますか、そうしてその報告に基いて、實際配給した量はどのくらいでありますか。それと和歌山県に東洋醸造が動かした量はどのくらいになつておられますか。そういうことはまだ全然わかつておりませぬか。これをお伺いいたします。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。

す。御承知のように、この仲につきましては、検査当局の調査の問題となつておるわけでございます。われわれの方におきましても、その概要につきましては出先から報告を受けておられます。その事実については、われわれが聞いておられますところによりまして、東洋醸造の取扱代理人のようなものがそちらの方に持つて行つたというやうな話に聞いておられます。これを配給にまわしたかどうかという点については、まだはつきりした内容は聞いておられないわけでございます。その点については、目下検査当局において調査中のはずだと思つておられます。

○井上委員 これは前谷さん、問題が非常に重要な、人の命に關する問題であります。しかもこの問題については、先般小川委員から、和歌山県にやみで流しておるといふことが抽象的でありまして、これも質問されておられます。そうしますと、これはあなたの所管としましては、当然その事実を聞いて、至急和歌山県の食糧事務所に對して、これの具体的な事実をすぐ調べ上げて、そうしてあなたの方の手元に、その実情についての報告が来なければならぬはずでございます。またあなたの方は、そういうことはする必要はないとお考へになつておられますか。これは實際の問題として、あなたとしては責任上重大な問題でありますから、ただちにそれに対する必要な処置をとらなければならぬし、今小川君も御指摘になつておられますように、完全な食糧管理法違反でありますから、そうなれば食糧管理法を守つておるあなたとしては、当然これに對する必要な処置をとらなければならぬ。権察庁が動くだけでは

なしに、食糧庁長官として必要な処置をとらなければならぬ、それが全然やらないといふことになる、長官としての任務が行われていないといふことになつて行きますから、これはまたあなたの責任になつて来ますので、そこで必要な処置をおとりになつて、それと和歌山県の方からそういう報告を受けておるか、徴してないのか、これを具體的にしておかぬと—あなたの方では、これは食糧じやない、工業用だと言つて、一方では食糧として配給されておると言つて、そうすると、和歌山県の警察の方からあなたの方に調べに来たら、あれは工業用アルコールの原料でやつておるので、何もわし方は食糧でやつておるはせぬといふことになつたら、犯罪が犯罪にならぬことになつてしまつたのです。そこはあなたの方でよく研究しておきまさんと、そういう悪辣な商人をうまくやることはできませんから、その点に對してもう少し具體的に調査をされたか、される必要があるかどうかといふことをお伺いいたします。

○前谷政府委員 お答えいたします。われわれの方としましては、その点も事情の報告を求めたわけでございますが、和歌山県卸売協同組合が代理者として荷受けをしておるといふことになつておられます。現実にそれが醸造用ではなくして、ほかの方へ入つたかどうかといふことを調べましたが、これは、現実には警察の取締りの面でないかと、われわれの方としてはわかりかねるわけでありませぬ。

社である、こうおつしやつています。東洋醸造へ扱下げた米は、日本糧穀はその金を払うことができないで、これは全部東洋醸造が代払いをしてつておる。

〔委員長退席、内藤委員長代理着席〕

あなたに御存じかどうか知らないが、代払いをしておる。そういうやうな状態であるにもかかわらず、黄変米の大半が日本糧穀に扱下げられておるといふことは、不可解しごくだといふことです。

いま一つ大豆を例にとつてみます。あなたの方から資料の出しております大豆は、これは実需者に扱下げないでよいのですか、それとも扱下げの方針ですか。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。大豆は、御承知のように米とは全然違ひまして、統制がないのであります。一応競争入札で売つておられます。

○小川(豊)委員 競争入札で売つておられますが、これはこの資料によると、政府手持ちということになつておられます。政府手持ちである以上は、あくまで政府のものであります。政府のものが、あなたの方では実需者に扱下げるといつて、これはほとんど—ほとんどとは言い切れませんが、見てごらんない、東洋棉花、あるいは味の素、丸紅とか、第一通商とか、こういうところへあなたの方ではどん／＼売つておる。これもまことに奇怪な方であつて、一味味の素と大豆はどういう關係にあるのか私にはわかりませんが、あるいは東洋棉花が実需者かどうか、これもわからないが、これは実需者でな

○小川(豊)委員 競争入札で売つておられますが、これはこの資料によると、政府手持ちということになつておられます。政府手持ちである以上は、あくまで政府のものであります。政府のものが、あなたの方では実需者に扱下げるといつて、これはほとんど—ほとんどとは言い切れませんが、見てごらんない、東洋棉花、あるいは味の素、丸紅とか、第一通商とか、こういうところへあなたの方ではどん／＼売つておる。これもまことに奇怪な方であつて、一味味の素と大豆はどういう關係にあるのか私にはわかりませんが、あるいは東洋棉花が実需者かどうか、これもわからないが、これは実需者でな

○小川(豊)委員 競争入札で売つておられますが、これはこの資料によると、政府手持ちということになつておられます。政府手持ちである以上は、あくまで政府のものであります。政府のものが、あなたの方では実需者に扱下げるといつて、これはほとんど—ほとんどとは言い切れませんが、見てごらんない、東洋棉花、あるいは味の素、丸紅とか、第一通商とか、こういうところへあなたの方ではどん／＼売つておる。これもまことに奇怪な方であつて、一味味の素と大豆はどういう關係にあるのか私にはわかりませんが、あるいは東洋棉花が実需者かどうか、これもわからないが、これは実需者でな

くてもかまわないのだというのかどうか。

それからあなたの方で扱つておる米、麦、大豆、砂糖、こういうものを拾つてみて、麦は農家の身になつてごらんさい、製粉された粉よりもふすまの方が高かつた。からが高かつた。粉よりも高い。農家が供出をして、今度そのからを買つて牛馬の飼料にする。このふすまは粉よりも高かつた。これはあなたの方の政策でこうなつて来るのです。まことに問題が出て来る。ことに砂糖の問題で申し上げますと、あなたの方では、この間の答弁ではこれは大蔵省の方で日本の有効需要は大抵八十万トンだから、今年八十万トン以上は輸入しない方針だ、こうおつしやつておられますが、今年の計画では、すでに二十八年度の砂糖年度では、百万トンの輸入計画ができてしまつておる。こういうふうに入らんと砂糖を入れて、砂糖のたくさん入ることには悪いとは言いませんが、そのために日本の穀物がどん／＼下つて、百姓は差戻の苦しみをしておる。それで八十万トン以上は入れないでと言つていて、百万トン入れる計画がすでにできておる。しかも昨年十月に、あなたの方では中小企業の救済、あるいは糖価の安定措置として、政府手持ちの砂糖の原料、あるいは精製糖、これは日本再精糖工業協同組合というふうなところ、その他へ払い下げておるのです、あなたの方の当時の手持ちはどのくらいありましたか。

○前谷政府委員 お答え申し上げますが、大豆におきましては、御承知のように競争入札でございます。資格も限定いたしておりますし、大豆は御承

知のように自由流通でありまして、これにつきましましては、政府の払下げの方法は、競争入札で払い下げておりまして、なお砂糖の点につきましましては、昨年度の輸入は八十万トンでございますが、ことしの百万トンというお話しが、ことしの百万トンというお話しが、持つておられません。それから払下げ当時の手持ちは、大体二百万程度かと思ひます。

○小川(豊)委員 この払下げを受けた者は、トシ当り大体八千三百円から八千六百円の利益を得させてもらつておるのです。この払下げを受けた業者は、こういうことは糖価安定対策になつたのかどうか、こういうことも考えられる。さらに私のお聞きしたいのは、これは、私は言うことは非常にいやなことですが、おそらくこの問題をめぐつて、前のあなたの方の食品課長であつたところの——名前を省きますが、その方が再精糖工業協同組合の専務になつておる。そして今度新たに食品課長になられた方は、自殺しております。しかもこの事件が、この再精糖工業協同組合への払下げをめぐつての問題であるということが、一般に流布されておるのですが、あなたの方では、一人の大切な課長が自殺をしたのですから、この間の事情はよくお調べになつておると思うのですが、これはどういふことであつたか。私は、こういう点をもつとはつきりして、いろいろな疑惑に包まれておるものを一掃してもらいたいと思ふから、お尋ねするのであります。

○前谷政府委員 お答え申し上げますが、ただいまお話しの内容食品課長が、再精糖組合の専務理事になつておるといふことは、何かの誤解じやありませんか。そういうことはありません。それから長沢課長の点につきましましては、ああいう自殺の問題が起つたということは、非常に遺憾でございますが、本人が死亡いたしましたし、また事実その内容等についても、まだ明確でございません。

○小川(豊)委員 そういふことをお聞きするのはやめましょう。そこで結論としてどういふことが言えるのです。米の配給は、日本糧穀株式会社を中心とした、実需者でない、私どもの通称トネル会社をつつておるものが二つばかりあつて、しかもこれは、ほとんどあなたの方の先輩の方が、この社長なり何なりをしておる。それから大豆もそうです。やはりあなたの方の先輩の方が、社長なり会長なり、理事長をしておられるが、そういうところへ払下げしている。しかもこれについては、ある団体へ、あなたの方へこれこれの大豆を払下げるから、これを味噌工業協会の方へまわしてくれと、ひもつきで払下げしている。こういうことをあなたは否定しても、私は事実を知つておる。さらに、砂糖の問題はやめなすけれども、これも私は名前をみな知つておる。しかも議会に關係している人です。なぜそういうふうなことをなされなければならぬか。私はこういふことはぜひやめてもらいたい、こう思うのです。せつかく百姓が丹精してつくつた米を安く供出しておる。しかも配給を受ける方では高いと言つておる。こういう状態の中で、何万トンもの米がこういうふうな横流しをされたら、あるいは大豆がひもつきでもつて流されたり、粉よりも高いふすまを百姓が家畜のえさに与えなければならぬ

いような、こういうことは、私はぜひやめてもらわなければならない。こういう建前で今までお聞きしたのでありまして、実はもつ／＼実例をあげてお聞きしたい点が幾多あるのですが、総括的に、あなたは実需者に今後必ず払下げる。そして実需者でないものにそれが横流しされた場合には、これに對しては嚴重な取締りをする。同時に、その業務の停止を命ずるといふことを、この前答弁なさつておるが、その点をあなたが今後守つてくださるかどうかというのを伺いたい。過ぎてしまつたことをつぎ出すことよりも、今後こういうことを継続してもらわないといふことを建前としたいので、あなたが御答弁なさつたから間違いないと思ふが、これをここで再確認しておきたいと思ふ。

○前谷政府委員 われ／＼といたしましては、先ほどの事故米の処理につきましましては、それ／＼の主管官庁の指定したものに對しまして、実需者の代表と考へておりますから、そういう者に對しては払下げしております。もしその者につきましまして、今後または今までもいふことになりますれば、これは嚴重に取締りたいと思ひます。

○小川(豊)委員 あなたは実需者である、実需者である、こう言つておるが、そういうふうな広汎な解釈を下して行くならば、みな実需者になつてしまふ。けれども、この問題をあなたにこれ以上お尋ねしても、あなたは長官になられて日も浅いことだから、これはまつたくむりだと思ふけれども、あなたは一つも遺憾であつたといふことを言つていないので、あなたは妥當な

ことをやつておられた、正しいことをやつておられたといふことにならざるを得ないが、そうすると、私は正しいことをやつておられた者に対して、何か言いがかりをつけたというふうなことになる。私は言いがかりをつけるのではなくて、もつ／＼材料を出せと言ふならば、それは私の方にもあるわけですよ。ただそんな材料をこた／＼出してやるよりも、今後こういうことをしなさいといふことを私ははつきりしてもらいたいために、実は言つておるのです。そのために一例としてあげておるのです。この問題について、これ以上あなたに食つてかかるようなことは悪いので、もし大臣が出席されるというならば、これは大臣に伺つた方がいいと思ひますので、質問を保留しておきます。

○内務委員長代理 小川君に申し上げますが、農林大臣は今ちよつと伺うことができないとの返事がありましたので、この問題については、農林大臣が出席してからまた質問を續行することにいたしました。他の案件に移りたいと思ひます。それでは井上良二君。

○井上委員 私は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案等に関連して質問をいたしますが、これに關係する政府当局は来ておりますか。

○内務委員長代理 主計局主計官末廣義一君が来ております。

○井上委員 この問題を主管している政府委員は主計局長でしよう。

○内務委員長代理 ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○内藤委員長代理 速記を始めてくだ
さい。

明日は午前十時二十分より開会いた
します。本日はこれをもつて散会いた
します。

午前十一時五十五分散会

大蔵委員會議録第七号中正誤

頁 段 行 誤 正

五 三 七 明治二十九 明治三十九
年 年

大蔵委員會議録第十一号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 五 末七 申請書、申告書

大蔵委員會議録第一六号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 四 一 五 不動産所得
又は事業所得

四 二 六 年分の 年分及びびそ
の翌年分の

四 末七 生じた日を
含む事業年
度 生じた日以
後二年内の
日を含む各
事業年度

五 三 五 届出をなし
たと 届出をなし
たとき